まちづくり通信

第 41 号

平成24年11月

■　土地区画整理審議会において仮換地の指定について了承を得ました。

第２１回審議会の様子

平成 ２４年１１月５日（月）に開催した第２１回土地区画整理審議会において、山陽本線の北側区域（既に仮換地の指定を行っている旧鉄道学園跡地、ＪＲグランド及び日本郵政㈱東青崎宿舎を除きます。）の仮換地の指定について了承を得ました。(諮問第１５号)

今後、関係する権利者のみなさんへ仮換地指定通知を送付させていただきます。

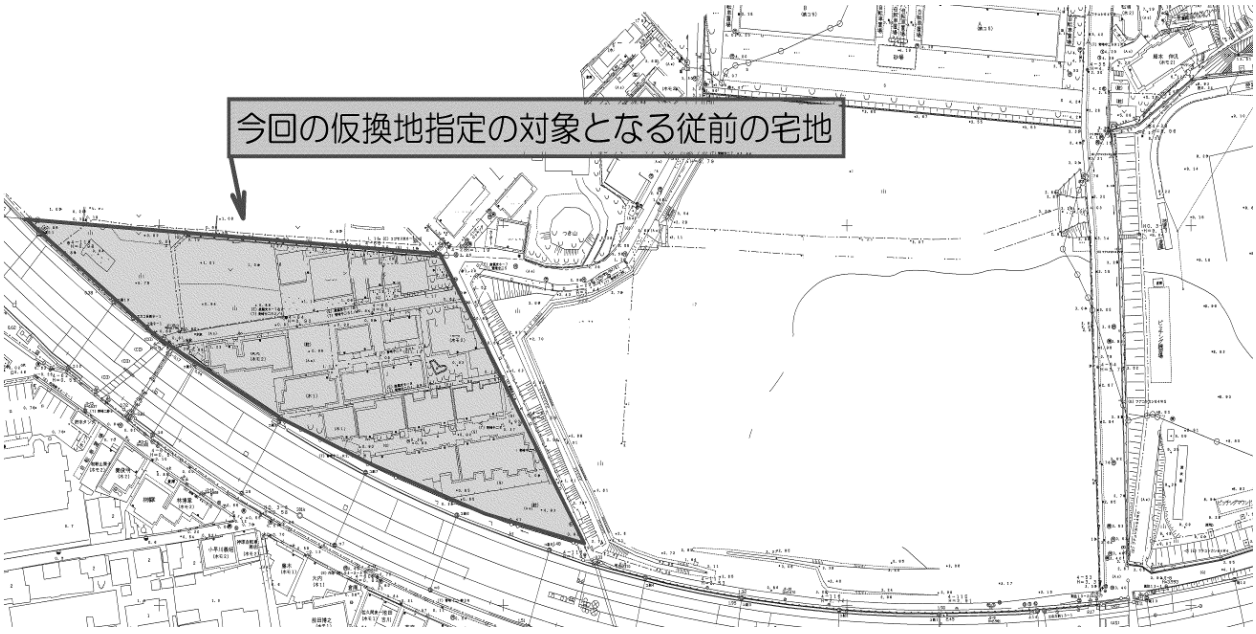

☆仮換地指定通知について

○ 仮換地指定とは、従前の宅地（現在の所有地又は借地等）に代えて新たに使用収益できる土地（仮換地）を指定することです。

○ 仮換地指定後は、順次、建物の移転補償契約を行い、造成が完了した仮換地先に移転していただくことになります。

○ 移転していただく時期等については、今後、個別に移転についての協議をしますので、連絡をお待ちください。

○ 仮換地指定通知には、『「仮換地の指定の効力発生の日」から従前の宅地のついては、使用し、または収益することができません。』と記載されていますが、具体に移転の時期等の説明があるまでは、従前の宅地の使用収益を継続していてください。

○ 仮換地指定通知書は、紛失されたとしても再発行できませんので、事業の終了まで大切に保管ください。

（様式抜粋）

仮 換 地 指 定 通 知

広島圏都市計画事業（広島平和記念都市建設事業）向洋駅周辺青崎土地区画整理事業施行地区内のあなたが所有する宅地について、土地区画整理法第98条第１項の規定により、下記のとおり仮換地を指定します。

よって、同法同条第５項及び第99条第２項の規定により通知します。

記

従前の宅地			仮換地				摘要
町丁目・地番	地目	登記地積（基準地積）	街区番号	画地番号	位置	地積	
		㎡			別添図面のとおり	約 ㎡	
仮換地の指定の効力発生の日			平成 ○年 ○月 ○日				
仮換地について使用又は収益を開始することができる日			別に定めて通知する				

（注）1. この通知書記載の「仮換地の指定の効力発生の日」から従前の宅地については、使用し、または収益することができません。

■ 土地区画整理審議会において評価員の選任について了承を得ました。

評価員に就任いただいていた渡邊様、小川様が人事異動等に伴い辞任されたことから、新たに２名の方を評価員として選任したい旨の諮問をし、審議会の同意をいただきました。（第２１回審議会諮問第１４号）

評価員名簿

氏　名	職　業
※岡村（おかむら）　元治（もとはる）	広島国税局　広島南税務署長
上河内（かみごうち）　正和（まさかず）	不動産鑑定士
佐々木（ささき）　浩（ひろし）	（株）広島銀行　向洋支店長
※瀧村（たきむら）　剛（つよし）	広島法務局　民事行政部不動産登記部門　首席登記官
富永（とみなが）　伸二（しんじ）	不動産鑑定士

※は第２１回審議会で同意をいただいた方

■　用途地域の変更について。

将来の土地利用計画に合わせた用途地域の変更について、現在、法定の手続きを進めており、１１月２８日に開催される広島市都市計画審議会に付議されます。また、「準防火地域」の指定についても、合わせて付議されます

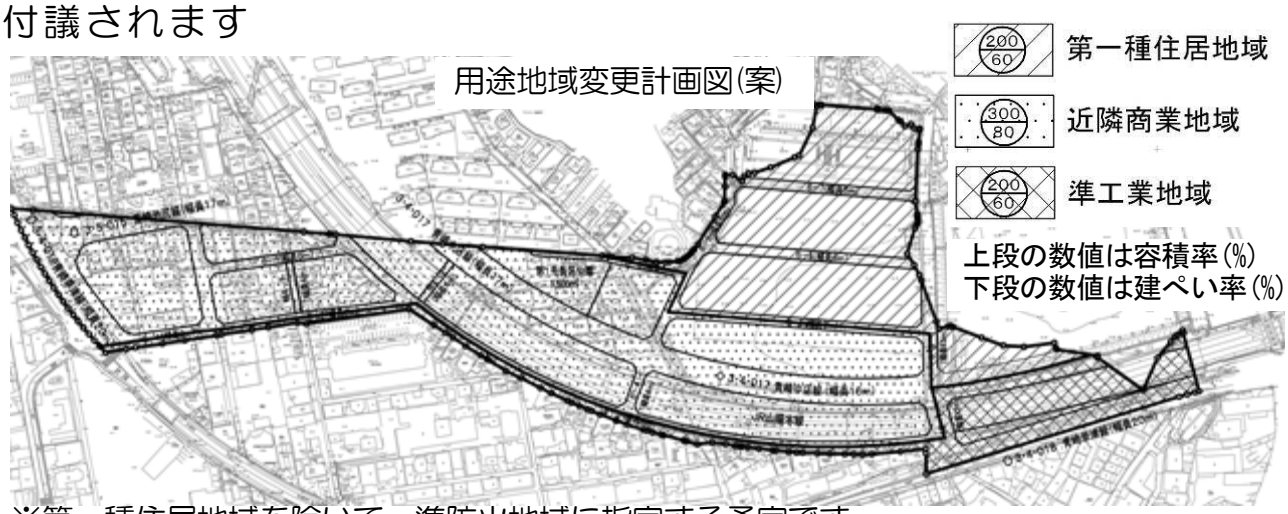

※第一種住居地域を除いて、準防火地域に指定する予定です。

■　今後の予定について。

現在、山陽本線北側において宅地整地工事と下水道工事を行っています。引き続いて、水道管・ガス管などの供給施設工事と区画道路の整備工事を行います。また、ＪＲグランドの造成（切土）工事を予定しています。

問　い　合　わ　せ　先

〒７３４－００５３　広島市南区青崎一丁目１５番２４号
広島市都市整備局青崎地区区画整理事務所
電話　（０８２）５１０－３１１０（直通）
FAX　（０８２）２８８－３１０１
E-mail　ts-aosaki@city.hiroshima.jp